

堺市立さつき野コミュニティセンターの 利用料金の減免に関する取扱基準

本基準は、堺市立さつき野コミュニティセンター条例（平成 16 年条例第 69 号）第 20 条第 5 項の規定に基づき、堺市立さつき野コミュニティセンターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の指定管理者における減額及び免除に関する取り扱いについて必要な事項を定める。

利用料金を減額し、又は免除することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

- （１） 本市がその主催する行事のために使用する場合 全額又は半額
- （２） 前号に掲げるもののほか、公益上特にその必要があると認める場合
全額又は半額

附 則

この基準は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。